

道北地域づくり共創応援企業・団体登録要領

（目的）

第1条 この要領は、地域の団体・個人が行う道北の地域共創の取組に、支援、応援、協力等を実施する企業・団体を「道北地域づくり共創応援企業・団体（以下「応援企業等」という）」として登録するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨）

第2条 第9期北海道総合開発計画では、2050年までを見据え、多様な主体とのより一層の「共創」により計画の目標を達成するための施策を総合的に推進していることから、旭川開発建設部では、この地域共創をより実行性の高いものにするため、各取組を支援、応援及び協力など様々な形で連携する企業や団体を応援企業等として登録し、共創の取組の持続的な推進を図るものとする。

（登録要件）

第3条 本件の登録要件は、北海道において事業活動を行う法人（法人の支店または支社を含む）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 上川管内を基本として道北で広域的に実施される取組（道北地域づくりアクションプラン）に連携し、主体的に支援、応援、協力等を実施する者であること。
- (2) 特定の政治的および宗教的信条に基づく活動を行う団体ではないこと。
- (3) 暴力団その他の反社会的活動団体ではないこと。
- (4) 公序良俗に反する行為又は重大な違法行為がないこと。
- (5) その他、応援企業等として適当ではないと、旭川開発建設部長が認める者ではないこと。

（登録の申請）

第4条 応援企業等の登録を受けようとする者は、応援企業登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、旭川開発建設部地域

連携課に提出をするものとする。

(登録の決定)

第5条 旭川開発建設部長は、提出された応援企業登録申請書等を審査確認し、第3条の登録要件に適合すると認められるときは、応援企業等に登録し、応援企業登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 旭川開発建設部長は、前項の規定による審査確認の結果、適当ではないと認めたときは、不登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 本登録の有効期間は、登録の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、双方申出がない場合は、同じ条件で1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(変更の届出)

第7条 応援企業等は、登録内容に変更が生じたときは、応援企業登録変更届（様式第4号）を、旭川開発建設部長に速やかに提出するものとする。

(登録の取下げ)

第8条 応援企業等は、自己の都合により、登録を取下げることができる。

2 応援企業等は、前項の規定により登録を取下げるときは、応援企業登録取下届（様式第5号）を旭川開発建設部長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 旭川開発建設部長は、登録された応援企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

(1)第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2)提出書類に虚偽の記載、その他不正があったとき。

2 旭川開発建設部長は、前項の規定により登録を取消したときは、応援企業登録取消書（様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、応援企業等の登録に関し必要な事項は、旭川開発建設部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 1 日 旭建地連第 2 1 号）

この要領は、令和 7 年 3 月 1 1 日から施行する。